

「知って得するドイツの新介護法」介護強化法Ⅱ

2017年3月19日(土) 会場 EVANGERLISCHE ZENTRUM

<Einführung PSG II 介護強化法Ⅱの導入>

2017年より施行された介護保険サービス内容は柔軟になり介護保険サービスは改善されています。保険料は0,2%上昇しました。

–新しい要介護の概念–

旧介護法は「疾患の症状に対してのサポート」であったのに対し、新介護法は「どのくらい自立が失われているかという見地からのサポート」として考えられています。新しい要介護基準とは日常生活を営む上で必要な自立性のグレードのことです。いくつかの基本的な機能についての支援だけでなく、日常生活を営む際に大切な領域においても第三者による支援に依存しているかどうかをその基準において判断していきます。新基準は自立性のグレードを大切にしている、今までのように介護に必要な時間で判断していません。原因に応じたアプローチは、より直接的な対応につながっていきます。ですから、基本的な介護（衣服の着脱や洗顔）だけでなく生活をしていくすべての場面で必要な支援を受けられるようになりました。すなわち自立性をどのくらいの形でサポートしていくかが重要視されます。

<新しい認定方法>

生活上の自立性と機能性は以下の6つのカテゴリーに分けられます。

- ① 運動機動性（例 ベッドで寝返りをうてるか、自分の住居から外に出ることができるか）
 - ② 認知機能とコミュニケーション機能（例 場所・時間の認知）
 - ③ 日常の振舞と精神面での問題（例 精神的な疾患により、攻撃的になることがある。）
 - ④ 日常に必要な生理的な事柄を自分でできる。（例 食事やトイレ等の自立）
 - ⑤ 疾患に対する自立した対応・セラピーによる要求と負荷（例 正しい薬の服用などの医療処置を自分でできるか）
 - ⑥ 常生活の形成と社会的なつながり（例 日常の予定を自分で計画し遂行できるか）
- * ①④⑤⑥では自律性を②では機能を③では振る舞いについての頻度を見ます。グレードを決めるときの各項目の比率は①10%②と③合わせて15%④40%⑤20%⑥15%です。これを集計して日常生活における制約のグレードを判断します。

<旧システムから新システムへの移行>

これまで介護保険のサービスを受けていた人が新制度の導入により不利になる人がないようにこれまでのサービス内容は一生保障されます。

<移行ルール>

現時点での介護度 (旧)		介護グレード 1-5 (新)
• PS 0 mit EA	→	2
• PS I ohne EA	→	2
• PS I mit EA	→	3
• PS II ohne EA	→	3
• PS II mit EA	→	4
• PS III ohne EA	→	4
• PS III mit EA	→	5
• Härtefall	→	5

PS = 介護度 EA = 日常生活で軽い障害がある。

<介護強化法Ⅱの新しいサービス>

1. 新旧介護費支給額の差

介護度 (旧)		介護グレード (新)	
• PS 0	123 €	PG 1 *	
• PS 1 ohne EA	244 €	PG 2	316 €
• PS 1 mit EA	316 €	PG 3	545 €
• PS 2 ohne EA	458 €	PS 3	728 €
• PS 2 mit EA	545 €	PG 4	728 €
• PS 3	728 €	PG 5	901 €

PS 介護度 EA 日常生活における軽い障害

* 介護グレード1は負担軽減費用として125ユーロ請求権がある。

2. 介護サービス保険負担額における着目点

2016年12月31日までのサービス

2017年1月1日からのサービス

介護度		介護グレード	
• PS 0	231 €	PG 1	
• PS 1 ohne EA	468 €	PG 2	689 €
• PS 1 mit EA	689 €	PG 3	1298 €
• PS 2 ohne EA	1144 €	PG 3	1298 €
• PS 2 mit EA	1298 €	PG 4	1612 €
• PS 3	1612 €	PG 5	1995 €
• Härtefall	1995 €	PG 5	1995 €

3. 短期入所療養介護（KZP リハビリなども含む）

介護グレード2-5、最高支給額 年間 1612 ユーロ、年間 8 週間まで利用できます。短期入所生活介護費用予算全額(VHP)を充てて費用枠を 3224 ユーロにあげることができます。利用期間の介護費用の半額が支払われます。

4. 短期入所生活介護（VHP 在宅介護 一時的な入所）

介護グレード2-5、年間最高支給額 1612 ユーロ、年間最高 6 週間まで利用できます。短期入所療養介護費予算の半額を充てて費用枠を 2418 ユーロまで上げることができます。介護者に支給される介護費は短期入所生活介護期間に支給されるべき額の半額が支払われます。

5. 職業介護者ではない介護者の社会保障

- ・ 介護者は週に最低 10 時間（少なくとも二日間）介護。
- ・ 介護者は週 30 時間以上勤務していない。
- ・ 介護者は年金保険と失業保険の権利がある。
- ・ 介護グレード 2 以上の介護者が対象である。
- ・ 事故保険

6. 短期介護休暇は 10 日まで

急性の介護状況による要介護者の近親者は 10 日まで休暇を請求できます。この間、近親者は介護支援費を受け取れます。

7. 施設介護での費用の変化

介護グレード 2-5 について施設ごとで自己負担費用が定められています。

旧介護法では、介護度によって、介護施設の費用に差がありましたが、新介護法は、介護度に関わらず費用は同じです。自己負担額がこれまでの自己負担額よりも高い場合その差額は介護保険が支払います。（2021 年 12 月 31 日まで）



公益法人 日本文化を意識して活動する会 むすび
<https://musubi-frankfurt.jimdo.com/>

なお今年のむすびカフェは 以下の日程で計画しています。

第 5 回目 10 月 8 日 14 時 講演会 日本の介護状況+カフェ
会場エヴァンゲールリッシェツェントルム、Evangelische Zentrum
Rechneigrabenstr.10 ☎トラム 18 番 14 番 Hospital zum Hl. Geist

第 6 回目 11 月 19 日 14 時 会場ネリーニシュテイフト Nellinistift
Cronstettenstr. 59 60322 Frankfurt/M U1, 2, 3, 8 Holyhausenstr.

実際にボランティア活動をしている人から見た施設の印象や生活の様子を知る良い機会かと思ひますし、世代を超えての気軽な御付き合ひやその一方難しいテーマも話し合える楽しい場にしたいと思ひています。皆様のご参加をお待ちしています。

Kontakut : rmbunka@yahoo.co.jp